

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和3年6月21日

国家公安委員会

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都渋谷区宇田川町31番1号

HULIC&NewSHIBUYA 3階

株式会社 POKER ROOM

代表取締役 名和 大貴

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、ポーカーに関するウェブメディアや物販、ポーカー大会の運営をするとともに、風営法2条5号による営業（以下「5号営業」という。）の許可を受けて、ポーカーを行うことのできるアミューズメントポーカー店舗の営業を行おうとする事業者である。

このうちポーカー大会の運営事業（以下「本事業」という。）は、ポーカー自体や本格的なポーカーを行うことのできる「アミューズメントポーカー」の認知度を向上させることを目標とするもので、本事業によって収益を上げることは予定していない（ただし、後述の動画配信によって一定の広告収入を得る可能性がある。）。そのため、参加費を無償又は実費の一部相当額にとどめることとしている。

なお、成績優秀者には賞品を付与してポーカー大会を盛り上げるとともに、大会の様子を撮影して動画配信サービスを通じて配信を行うことを検討している。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

賞品を付与するポーカー大会自体は現に開催されており、大会によっては5号営業許可を受けた施設を会場として用いている例も存在する。

他方で、大会の主催者が会場となる施設において5号営業を営む事業者である例はなく、新規性が認められる。当社は、動画配信において強い発信力を有しているところ、かかる発信力を活用した大会の主催・動画配信を行うことで、ポーカーの普及に大きく貢献することができる。また、自己の施設を用いることが認められれば、大会の開催費用を大幅に抑えることができる。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：来店者及び大会参加者
その他：当社のスポンサー、大会観戦者

【需要獲得見込み】

大会開催数：最大月1回
大会参加者：1大会あたり約80人

なお、当社はアミューズメントポーカー店舗を営業するにあたり、風営法2条5号営業（以下「5号営業」とする。）の許可を受ける予定である。

(2)事業概要

当社は、ポーカーのウェブメディア事業や物販事業の展開と併せて、一定の技量・経験を有する者を対象とするポーカー大会を不定期で開催し、その動画の配信を行いたいと考えている。

ポーカー大会のための施設は自社で設けるが、大会以外の期間においては、5号営業の許可に基づき、来店者にトランプによるポーカーを行わせる店舗の運営を行うことで施設を維持したいと考えている。

具体的には、店舗の営業日外に、トランプ台等を備える店舗施設を活用して、ポーカーの普及や店舗の広報を目的に、ポーカーの大会を不定期で開催する。大会は、会場での観戦を可能とするほか、動画をインターネット上で配信する。

大会の運営方式は、以下のとおりとする。

①大会開催日には、店舗においては大会の運営のみを行い、一般客を対象としたポーカーその他のトランプ遊技は行わず、また大会の参加者・観戦者に対する飲食物その他物品の販売も行わない。

②大会の参加費は、無償とするか、以下に記載する大会運営費用をあらかじめ定められた最大大会参加者数で除した額を上回らない額に限り徴収する。

- ・ポーカー大会の進行スタッフの人件費（時間給又は日給の者に限る。）
- ・大会の参加者・観戦者の募集のための広告・宣伝費用
- ・大会参加者全員に無償提供する簡素な飲食物及び大会当日のプログラムを紹介するためのパンフレットの印刷費用

③大会の観戦者からは、観戦料を徴収する場合がある。また、動画配信を行うことにより、当社は一定額の広告収入を得る。

④大会の参加資格は、抽選による選抜又はポーカーの技量・経験、知名度、パフォーマンス等を総合的に考慮した招待によって与える。なお、同一の大会に同一人物が複数回参加することはできない。

⑤大会における上位成績者に対しては、動画への出演・撮影協力を条件に、賞品を提供する。賞品の原資は、当社のスポンサーから提供される場合と当社が別途支出する場合とがあるが、過去分も含めて参加者から徴収した参加料が原資に充当されることはない。

なお、大会に関する収支は大会以外の店舗の営業とは帳簿を区分して管理し、大会参加者から徴収した参加料が上記大会運営費用を上回っていないことを明確にする。万が一、徴収した参加料が上記大会運営費用を上回った場合には、上回った額を大会参加者に対して人数割りにより返還する。

大会の参加料は、1参加者1大会当たりの固定額とし、参加料を追加で支払うことによって大会に再度参加できる権利を付与するような方式とはせず、全参加者が公平に負担するものとする。

大会における遊技の内容は、以下を想定している。

- ・参加者には、スタート時に一律に同数のチップが配られる。

- ・参加者は、任意の又は決められたトランプ台に他の参加者とともに着き、チップを賭けてポーカーゲームを行う。
- ・時間の経過とともに、レートの上昇や一定量のチップの徴収が行われる。
- ・チップがなくなった参加者は脱落する。（但し、一定の時点までにチップが全てなくなった参加者は、スタート時と同数のチップにより再度ゲームに参加できるとするルールを採用することがある。この場合においても、追加で参加料が発生することはない。）
- ・最後まで残った参加者又は勝利者とする。

また、大会の告知にあたっては、(i)大会の参加費は無償又は実費の一部のみを徴収するものであること、(ii)参加者の抽選又は招待にあたっては、通常営業における使用金額や遊技の結果を考慮するものでないこと、(iii)客に行わせる遊技の具体的内容、(iv)帳簿の区分、(v)日程の区分を記載し、また5号営業として行うものではないことについても明記する。

(3)新事業活動を実施する場所

東京都渋谷区にて店舗を営業し、また大会を開催する予定である。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2021年5月より開始予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一～四 (略)

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

(遊技場営業者の禁止行為)

第二十三条 (略)

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 (略)

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本照会書「2. 新事業及びこれに関連する事業活動の内容(2)事業概要」に記載の方法による大会の運営は、風営法2条1項5号の「遊技設備により客に遊技をさせる営業」に該当せず、同大会による賞品の提供は風営法23条2項に違反しないこと。

<当社の考え方>

(1)風営法23条2項は、5号営業を営む者（以下「5号営業者」という。）による賞品の提供を規制するものではあるが、「その営業に関し」遊技の結果に応じて賞品を提供してはならないと定めるものであり、5号営業該当行為、すなわち「(一定の)遊技設備により客に遊技をさせる営業」への附随性を求めているものと解される。5号営業者が、風営法

2条1項5号の営業として行われるものではない遊技に関して賞品を提供することは、風営法23条2項に違反しないものと解される。

また、風営法2条1項5号は、「……当該遊技設備により客に遊技をさせる営業」としているところ、文理上、遊技をさせる客との関係において営利性が認められない営業までは含むものではなく、例えば、無償で参加する競技者の遊技を客に観戦させ、当該観戦客から金銭を徴収する行為までは含まれないものと解される。

(2)当社が実施を検討するポーカー大会は、風営法2条5号に規定する遊技設備（トランプ台）を備え、現に5号営業の許可を受けた施設を活用するものである。

しかし、当該大会は、ポーカーを行う参加者からは対価を徴収しない又は5号営業とは明確に区分された大会開催に必要な費用分のみ徴収することとしており、大会参加者向けには飲食物その他の物品の販売も行わないこととしている。当社は、当該大会の様子を観戦客に観戦させ又はインターネット上で配信し、観戦料や広告料を収受するにすぎない。

(3)上記を踏まえれば、当社の実施するポーカー大会は、客に遊技をさせる行為に関して営利性を有するものではなく、「遊技設備により客に遊技をさせる営業」に該当するとは解されない。

また、大会開催日においては、開催場所となる施設において通常の5号営業は一切行わないこととしており、単に当該施設内の設備を活用するにすぎず、風営法2条5号に該当する営業行為との連続性も認められない。

したがって、本照会書「2. 新事業及びこれに関連する事業活動の内容（2）事業概要」に記載の方法による大会の運営は、風営法2条5号の「遊技設備により客に遊技をさせる営業」に該当せず、同大会による賞品の提供は、「営業に関し」行われたものとはいえず風営法23条2項に違反しない。

7. その他
特になし。